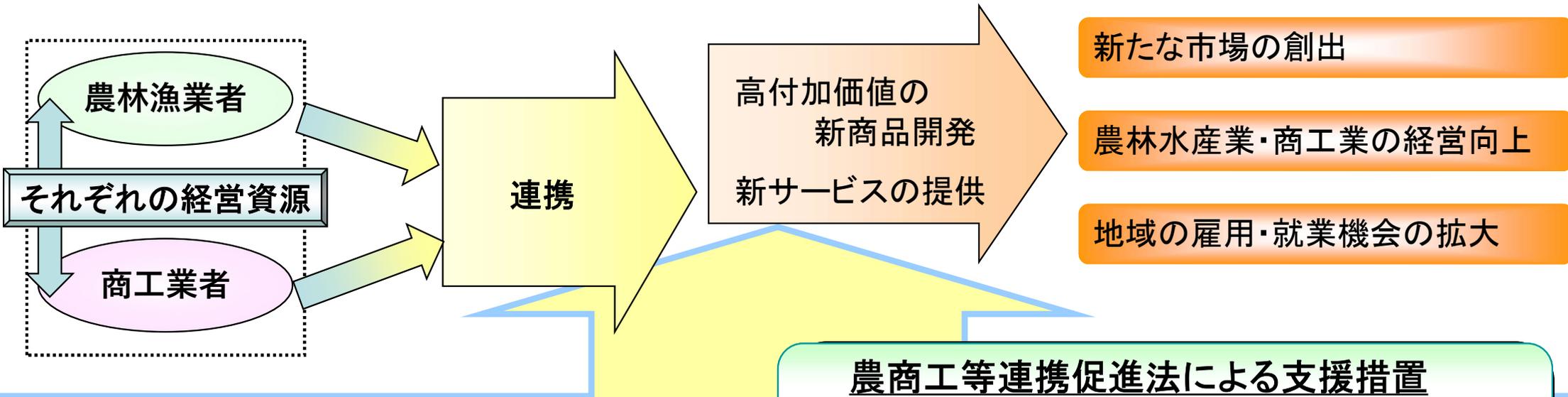


農商工連携の推進に向けた施策

- 農林漁業者と食品産業等の商工業者の連携による新事業の展開を支援するため、「農商工等連携促進法」が成立（20年5月）。
- 同法の活用等により、農林水産省と経済産業省が協力して、農商工連携による新商品開発や販路の開拓等について支援。
- 新たな市場を創出し、農林水産業・商工業の経営向上、地域の雇用・就業機会の拡大を実現。
- 同法の一部改正により、農商工等連携事業に参加する中小企業等の外国関係法人等に対する債務保証等の支援を拡充（24年8月）



事業化の段階に応じた多様な予算措置

- ・マッチング(交流会)や研修会開催
- ・新商品開発、販路開拓(商談会の開催等)
- ・食品加工・販売施設、農林漁業機械施設等の整備
- ・産学官連携による実用技術の開発

農商工等連携促進法による支援措置

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律)

- 農林漁業者と中小企業者が連携して行う新商品や新サービスの開発・販路開拓等の取組について支援
 - ・信用保証協会による保証枠の拡大
 - ・日本政策金融公庫による債務保証
 - ・日本貿易保険による保険業務の拡充

等

○ 農工商等連携促進法の概要

基本方針

主務大臣（農林水産大臣、経済産業大臣等）が、

農工商等連携事業・支援事業の認定基準等を策定

申請

認定

農工商等連携事業計画

目的: 中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善

中小企業者（商工業者に限る）と農林漁業者が共同で新商品の開発等に取り組む事業計画を作成

認定基準

- ① 中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であること
- ② 両者の経営資源（技術、知識、ビジネスノウハウ等）を有効に活用するものであること
- ③ 連携事業により新たな商品、サービスの開発、生産、需要の開拓等を行うこと
- ④ 中小企業者及び農林漁業者の経営を向上させるものであること（売上高と付加価値額が5年で5%以上向上すること等） 等

申請

認定

農工商等連携支援事業計画

目的: 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農工商等連携事業に関する指導、助言など有機的連携の支援

一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人又はNPOが、連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う計画を作成

認定基準

- ① 中小企業者、農林漁業者をはじめ、商工会議所、農業協同組合等の関係機関とのネットワークを有していること
- ② 中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業であること 等